

構造改革徹底推進会合の開催について

〔平成28年9月9日
未来投資会議議長決定〕

1. 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）及び「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）に基づく構造改革その他の成長戦略の総ざらいを行い、成長戦略の更なる深化・加速化を図るため、個別の議題について分野別に集中的な調査審議を行う構造改革徹底推進会合（以下「推進会合」という。）を開催する。
2. 推進会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要と認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

座長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
座長代理 内閣官房長官、経済産業大臣
副座長 経済再生担当大臣を補佐する内閣府副大臣及び大臣政務官
構成員 推進会合の議題に関し特に優れた識見を有する者のうちから座長が指名する者
3. 推進会合の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、推進会合の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。